様式第20号（第18条関係）

質権設定契約書

　茨城町を甲とし，　　　　　　　　　　　　　　　　　を乙とし，次の条項により保証金に関する質権設定契約を締結する。

（保証金負担の確認）

第１条　乙は，甲に対し，茨城町土採取事業規制条例（平成　　年茨城町条例第　　号。以下「条例」という。）第２３条第１項及び第２項の規定により，乙が茨城町　　　　　　　　　で行う土採取事業（以下「本件事業」という。）の適正な履行並びに採取場及びその周辺地域における災害の発生の防止に係る保証として，金　　　　　　　　円を負担し，別表記載の定期預金を預け入れていることを確認する。

（質権の設定等）

第２条　乙は，甲に対し，前条の保証を担保するための別表記載の定期預金債権に質権を設定し，当該定期預金債権の預金証書をこの契約の締結と同時に甲に引き渡さなければならない。

２　乙は，この契約を締結後，直ちに，前項の規定による質権設定の承諾を依頼する書面を当該預入先金融機関に提出し，当該預入先金融機関から書面による質権設定の承諾を得なければならない。

３　乙は，前項の規定により承諾を得た書面について，公証人法（明治４１年法律第５３号）第１１条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受け，甲に引き渡さなければならない。

（質権設定の対象）

第３条　前条第１項の規定により設定した質権の対象は定期預金の元本のみとし，定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含まないものとする。

（質権の効力）

第４条　乙が条例第１９条第２項の規定による本件事業の許可の内容に適合している旨の確認を受ける前に，別表記載の定期預金債権の満期日が到来し，預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた定期預金債権についても，第２条第１項の規定により設定された質権の効力が及ぶものとする。

（預金債権の払戻し）

第５条　甲は，条例第２４条第１項各号に掲げる費用が発生した場合であって，条例第２５条第１項の規定により質権を実行するときは，預入先金融機関から当該費用に相当する金額の払戻しを受けるものとする。

（費用負担）

第６条　乙は，この契約に基づく債務の履行に関し必要となる費用を全て負担するものとする。

　この契約の締結を証するため，甲と乙とは，本書を２通作成し，それぞれ記名押印の上，その１通を保有する。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城町大字小堤１０８０番地

　　　　　　　　　　　　　　甲　　茨城町長　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 預入先金融機関 | 支店 | 口座番号 | 金額 |
|  |  |  | 円 |
| 預入期間 | | | 名義人 |
| 年　　　月　　　日から  　　　年　　　月　　　日まで | | |  |

※定期預金債権は，預入期間満了後，自動継続の適用がなされるものに限る。